

「鶴岡市プレミアム付飲食券発行事業」事業概要

1. 対象者 市内在住者

2. 事業内容

- (1) 500円券12枚綴りを1セット(6,000円分)とし、3,000円で販売する。
- (2) 販売は、鶴岡市役所本所及び地域庁舎の他、市が開設する販売窓口で行う。
- (3) 販売期間は令和2年5月23日(月)から令和2年8月31日(月)までとする。

3. 加盟店の範囲

山形県内に本社・本店があり、市内に店舗がある飲食業等を営む事業者のうち、新型コロナウイルス感染拡大への防止に協力する者とする。

※ただし、次の(1)から(3)に該当する事業所を除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

4. 加盟の取り消し

取扱要領の規定に違反した加盟店は、加盟を取り消すものとする。

5. 有効期間

令和2年5月23日(土)から令和2年9月30日(水)までの期間とする。有効期間を経過した飲食券は無効とする。

6. 取扱方法

- (1) 加盟店舗・施設は必ずポスターを店頭が目立つ場所に表示する。
- (2) 受け取った飲食券は、再流通を防止するため厳重に管理すること。
- (3) 飲食券は店内での飲食の他、飲食物の持ち帰りや宅配にも使用できるものとする。
- (4) 加盟店舗・施設は、この事業の趣旨をよく理解し、現金同様のサービスを行なうこととする。但し、つり銭は出さない。
- (5) 飲食券の業者間の使用・取引を禁ずる。

7. 換金方法

- (1) 換金受付は、鶴岡市役所にて指定する日にのみ、これを行なう。
- (2) 飲食券の換金は、加盟店舗・施設のみとする。
- (3) 換金する場合は、換金申込書に必要事項を記入し、使用済商品券・振込依頼書を添えて提出する。
- (4) 事務局は、換金申込書・使用済商品券・振込依頼書を確認し、換金額を口座振込にて支払う。
- (5) 換金手数料は不要とする。また、口座振込の振込手数料は実行委員会負担とする。

鶴岡市プレミアム付飲食券発行事業 要領

1 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している飲食店等を支援するため、鶴岡市プレミアム付飲食券を販売する。

2 事業主体

鶴岡市宿泊・飲食業応援事業実行委員会

3 発行総額

187,998,000 円（94,000,000 円はプレミアム分）

4 発行内容

500 円券 12 枚綴りを 1 セット（6,000 円分）とし、3,000 円で販売する。合計 31,333 セットの販売。

5 販売期間

令和 2 年 5 月 23 日（土）から令和 2 年 8 月 31 日（水）。ただし、原則土日祝日は販売しない。また、完売時点で販売終了とする。

6 有効期間

令和 2 年 5 月 23 日（土）から平成 2 年 9 月 30 日（水）。ただし、有効期間を経過した飲食券は無効とする。

7 販売について

- ① 販売は、鶴岡市役所本所及び地域庁舎の他、市が開設する販売窓口で行い、完売した場合は終了とする。
- ② 1 人当たりの購入限度は 3 セットまでとする。
- ③ 販売に際し、購入者から現住所を確認できる身分証等の提示を求めるものとする。

8 加盟店の範囲及び取扱い手数料

山形県内に本社・本店があり、市内に店舗がある飲食業等を営む事業者のうち、新型コロナウイルス感染拡大への防止に協力する者とする。

※ただし、次の（1）～（3）に該当する事業所を除くものとし、参加申込の際に必要な書類の提出を求めるものとする。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- （2）特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っ

ている事業者

- (3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

9 加盟店募集期間

令和2年4月27日（月）から5月15日（金）

10 広告宣伝方法

- ① 加盟店でのポスター掲示
- ② 地方紙やコミュニティー紙などの活用（掲載、折込）
- ③ 鶴岡商工会議所、出羽商工会などが行う情報発信ツールの活用
- ④ 鶴岡商工会議所、出羽商工会、市のホームページへの掲載

11 取扱方法

- ① 加盟店は必ずポスターを店頭が目立つ場所に表示する。
- ② 受け取った飲食券は再流通を防止するため嚴重に管理すること。
- ③ 一度利用された飲食券は使用不可とする。
- ④ 飲食券は店内での飲食の他、持ち帰りや宅配での飲食物の提供にも使用できるものとする。
- ⑤ 加盟店は、当事業の趣旨を理解し、現金同様のサービスを行うこととする。但し、当飲食券に対してお釣りは出さない。
- ⑥ 飲食券の業者間の使用、取引を固く禁ずる。

12 換金手続き方法

- ① 飲食券の換金手続きは、加盟店のみとする。
- ② 換金方法については、口座振込とする。
- ③ 換金手続きは、市が指定する日にのみ行なう。
- ④ 換金手続きの際は、換金申込書に必要事項を記入し、使用済飲食券を添えて指定日に提出する。
- ⑤ 事務局は、換金申込書・使用済飲食券を確認し、口座振込にて支払い手続きをとることとする。
※振込手数料は実行委員会負担とする。

13 警察への協力依頼

本事業の実施にあたり、対象店舗について暴力団の関与が確認される店舗の確認や犯罪の未然防止については警察に協力を依頼する。

14 その他

この定めに無い事項については、実行委員会において必要な事項を別に定める。

「鶴岡市プレミアム付飲食券発行事業」 加盟店申込書兼誓約書

本事業の趣旨に賛同し、各誓約事項も確認の上、次のとおり加盟申込いたします。

1. 加盟施設・店舗の情報

事業所名 (チラシに掲載する名前)		代表者名	
事業所住所	〒 鶴岡市		
事業所 TEL・FAX 番号	TEL	FAX	
連絡担当者部署・役職・氏名	部署・役職	氏名	
業種	飲食店営業 ・ その他 ()		
主な提供品目 (チラシに掲載するジャンル)	例) 和食、洋食、寿司、ラーメン等		
所属する商工団体	1. 鶴岡商工会議所 2. 出羽商工会 () 支部 ※所属していない場合は無記入		

2. 誓約事項等について

(内容をよく確認の上、□にチェックしてください)

感染拡大への防止対策	<input type="checkbox"/> 下記のとおり、施設・店舗での新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めます ・ 3つの「密」を避ける (換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発生をする密接場面) ・ 共同で使う物品には消毒などを行う ・ こまめな手洗いの実施、手指のアルコール消毒 ・ マスクの着用 ※事業者・従業員は上記を徹底するとともに、利用者に対しても協力を求めます <input type="checkbox"/> 県や市からの営業に係る要請などに応じたサービス(飲食物の持ち帰りや宅配など)の提供に協力します。
食品関係営業許可の種類	<input type="checkbox"/> 飲食店営業許可 <input type="checkbox"/> その他: _____
確認事項について	<input type="checkbox"/> 下記(1)～(3)に該当する事業者ではありません (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者 (2) 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者 (3) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

「鶴岡市宿泊・飲食業応援事業 実行委員会」 FAX 25-2990

事務局：鶴岡市食文化創造都市推進課(鈴木、小野) 〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25

電話 25-2111 (内線 527、592) ※FAXでお申込みの場合、送信後に事務局へお電話にてご連絡下さい。